

会 計		国民健康保険事業勘定特別会計													
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策								
	第2章 共生共感都市			08 社会保障			01 国民健康保険制度を適正に運用する								
	事業：介護納付金										整理番号	0154			
目的	介護保険財政のうち一定部分は、医療保険者を通じ、第2号被保険者が負担することとされ、その負担分は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金として市町村介護保険に交付されるが、この費用に充てるため、各医療保険者は支払基金へ介護納付金を納付する。														
目標	全国平均の第2号被保険者一人当たり負担額に、第2号被保険者数を乗じて算定される、当該年度の概算納付額と前々年度の精算金額の合計を、介護納付金として納付する。														
事業費・財源	事業費（決算額）（千円）		593,435		コスト情報・評価	総コスト（千円）		593,435		総合評価 B 評価理由	妥当性		A		
	財源内訳	一般財源		296,239		事業費		593,435			効率性		A		
		国府支出金		297,196		人件費		0			有効性		B		
		地方債		0		公債費		0			事業目的達成のため、適正な手段・経費で当事業を実施した。				
		その他特定財源		0		一人あたり（円）		5,257							
						世帯あたり（円）		12,585							
	貢献度		施策に対する事業貢献度			B		根拠			国民健康保険制度を適正に運用した。				
今後の方向性	適正に介護納付金支出を行う。														

事業 優先順位		1	細事業:介護納付金				整理 番号		01	
目的		介護保険財政のうち一定部分は、医療保険者を通じ、第2号被保険者が負担することとされ、その負担分は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金として市町村介護保険に交付されるが、この費用に充てるため、各医療保険者は支払基金へ介護納付金を納付する。								
目標		全国平均の第2号被保険者一人当たり負担額に、第2号被保険者数を乗じて算定される、当該年度の概算納付額と前々年度の精算金額の合計を、介護納付金として納付する。								
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	平成12年度	根拠 法令	介護保険法第150条第1項				
事業費・財源	事業費・財源 内訳	事業費（決算額）（千円）		平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数 内訳 参考	総コスト（千円）		平成24年度	比 較
		一般財源		296,239			事業費		593,435	
		国府支出金		297,196			人件費		0	
		地方債		0			公債費		0	
		その他特定財源		0			一人あたり（円）		5,257	
				0			世帯あたり（円）		12,585	
				0			職員数（人）		0.00	
				0			再任用職員数（人）		0.00	
今後の方向性		適正に介護納付金支出を行う。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	社会保険診療報酬支払基金					
	A	A	B							

事業：介護納付金

1. 介護納付金

介護保険財政のうち一定部分は、各医療保険者を通じ、第2号被保険者（各医療保険の40歳から64歳の加入者）が負担することとされ、各医療保険者がそれぞれの第2号被保険者数（各医療保険の40歳から64歳の加入者）等に応じて、介護納付金として負担している。

各医療保険者は第2号被保険者から介護納付金に相当する分も併せて保険料として徴収し、それを各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に介護納付金として支払い、これを財源として社会保険診療報酬支払基金が介護給付費交付金として各市町村介護保険に交付している。

細事業：介護納付金

1. 介護納付金

平成24年度の概算額と前々年度の精算額を調整した額を、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に支払った。

平成24年度の概算額は、第2号被保険者一人当たりの負担額56,366円に第2号被保険者見込み人数を乗じた610,838,342円であり、これに前々年度の概算額と確定額との差額としての精算額を調整し、介護納付金として593,435,448円を支払った。